

平成25年度第4回データガバナンス委員会

オープンデータ流通推進コンソーシアム  
オープンデータ化ガイド  
概要（共通部・利用ルール編）（案）

2014.04.16

オープンデータ流通推進コンソーシアム 事務局

※本資料は本編の修正にあわせて内容を調整します

## 前回資料からの更新差分

※本ページは最終的な概要書に含めない。

### ■ 技術編（技術委員会作成）と統合

- ▶ 共通部（第I部）／利用ルール編（第II部）／技術編（第III部）の構成とした。

### ■ 頂いたご意見を反映・整理

- ▶ 概要資料については、本編を簡単に説明するものとして、図表を中心に簡易な資料とした。
  - ◇エグゼクティブ・サマリの位置づけ
- ▶ 利用ルールについては、CC-BYを基本とすることで整理した。

# 「オープンデータ化ガイド」の全体構成

## ■ 第I部（共通部）

- ▶ 第1章「オープンデータ化ガイドの概要」  
◇本ガイドの目的・対象読者・構成に関する記述であり、前文に相当する。
- ▶ 第2章「オープンデータ化の背景と意義」  
◇昨今の国内外でのオープンデータに関する動向を解説し、オープンデータの定義とオープンデータ化に関する課題をまとめる。
- ▶ 第3章「オープンデータ化の手順」  
◇オープンデータ化の一般的な手順について解説する。

## ■ 第II部（利用ルール編）

- ▶ 第4章「オープンデータが必要となる利用ルール」  
◇オープンデータにおける利用ルールの必要性と、国内外のオープンデータの利用ルールに関する動向をまとめる。
- ▶ 第5章「オープンデータ利用ルールの概要」  
◇オープンデータに付与される代表的な利用ルールの概要を整理する。
- ▶ 第6章「オープンデータ利用ルールの比較」  
◇利用ルールについて、情報利用者の視点、情報提供者の視点及び、データの種類により比較する
- ▶ 第7章「利用ルールの適用」  
◇オープンデータ化する際の対象ごとに、適切な利用ルールを紹介する。
- ▶ 第8章「利用ルールに関する今後の検討について」  
◇利用ルールの整備に関する、今後の方向性をまとめる。

# 「オープンデータ化ガイド」の全体構成

## ■ 第III部（技術編）

### ▶ 第9章「オープンデータ化の手順に関する技術的解説」

- ◇第3章に記したオープンデータ化の手順のうち、技術的な事項について解説する。
- ◇オープンデータ化に必要な技術指標を示す「オープンデータ化の技術レベル」を示す。

### ▶ 第10章「オープンデータ化のための技術的指針」

- ◇機械可読性の高いオープンデータを作成するための技術的な指針を、データの公開方式、識別子、ファイル形式、およびデータの4項目に関して示す。

### ▶ 第11章（付録）「オープンデータに関する規格・ツール」

- ◇オープンデータ化に際して参考となる規格やツールを一覧表形式で紹介する。
- ◇本文中で参照するものを含む。

### ▶ 第12章（付録）「CKAN解説」

- ◇データカタログシステムであるCKANについて解説する。



# 第I部 共通部

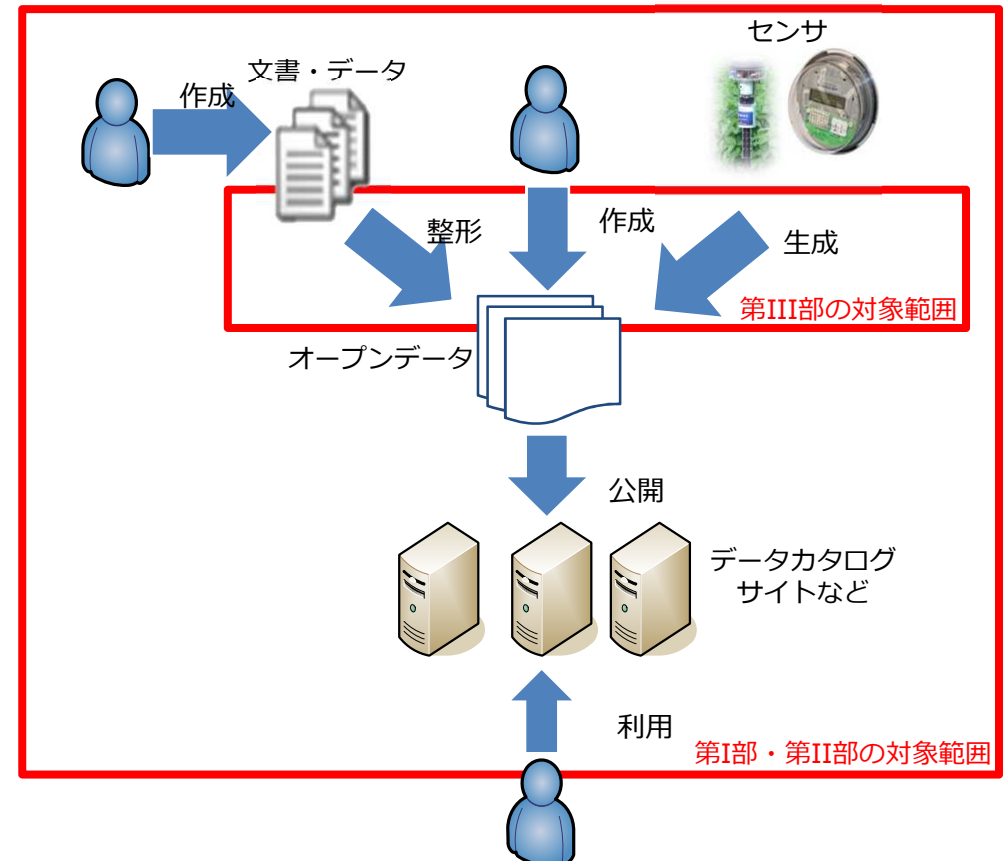
# 第1章 「オープンデータ化ガイドの概要」

## 1. 本書の目的

- ▶ これからオープンデータ化に取り組もうとする公的機関や民間組織、すでにオープンデータ化に取り組んでいる組織の職員が、保持しているデータをオープンデータ化する際の留意事項を、「利用ルール」「技術」の2つの観点からまとめた。

## 2. 対象読者

- ▶ 保持しているデータや、これから作成するデータをオープンデータとして公開しようとしている人。
- ▶ 第I部（共通編）と第II部（利用ルール編）の対象は、データの作成段階から公開段階に至るまでに関与する人。
- ▶ 第III部（技術編）の対象は、機械可読性の高いデータを整形・作成する人。



# 第1章 「オープンデータ化ガイドの概要」

## 3. 本書の構成

- ▶ 全体構成は前述の通り。
- ▶ 知りたい内容ごとに参照すべき章を下記に示す。

知りたい内容	該当する章
オープンデータの定義や背景・意義が知りたい。	第2章
オープンデータに関する国内外の動向を知りたい。	第2章
これから作るデータをオープンデータにするための手順を知りたい。	第3章
オープンデータ化の際には利用規約をつけると聞いたが、その背景や考え方について知りたい。	第4章
オープンデータにすることが決まったが、情報にどのような利用規約をつけるべきか知りたい。	第5章
オープンデータ化をするために、どのような技術が必要か、端的に知りたい。	第8章
データをオープンデータにする予定だが、作成に際して留意すべき事項を知りたい	第9章
保持データをオープンデータとして公開するが、どのようなフォーマットにすれば良いか知りたい。	第9章
データに付与するメタデータにはどのようなものがあるか知りたい。	第9章
オープンデータに関する、規約やファイル形式を知りたい。	第10章
CKANについて知りたい。	第11章

## 4. 用語定義

- ▶ 本書で利用する主な用語の定義を行う。

## 第2章 「オープンデータ化の背景と意義」

### 1. オープンデータに関する主な動向

- ▶ 日本政府・地方公共団体・海外でのオープンデータに関する取組を紹介。
- ▶ それぞれについては後述

### 2. 本書におけるオープンデータの定義

- ▶ 「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」に基づき、以下のように定義する。

「オープンデータ」とは、「営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開」された、「機械判読に適したデータ形式のデータ」である。

### 3. オープンデータ化の意義

- ▶ 「電子行政オープンデータ戦略」の記述より、オープンデータ化の意義を示す。



## 2.1 オープンデータに関する主な動向

### 1. 日本政府の取り組み

- ▶ 2012年7月の「電子行政オープンデータ戦略」（2012年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を契機として、日本政府におけるオープンデータに関する取り組みが急速に進みつつある。
- ▶ 2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言」においても、オープンデータが重要な施策のひとつとして取り上げられている。

年月	名称	位置づけ
2012.07.04	電子行政オープンデータ戦略	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
2012.07.27	オープンデータ流通推進コンソーシアムの設立	オープンデータ流通推進コンソーシアム
2012.09～	オープンデータ実証実験（情報流通連携基盤共通APIの開発等）	総務省
2013.01.18	「Open DATA METI」（β版）公開	経済産業省
2013.03.28	電子行政オープンデータ実務者会議設置	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定 （2012.11.30～2013.03.27は企画委員会の下に設置）
2013.04.19	情報通信白書および情報通信統計データベースのオープンデータ化	総務省
2013.06.10 ～順次試行	統計におけるオープンデータの高度化 （API機能の提供、統計GIS機能の強化など）	総務省統計局、（財）統計センター
2013.06.14	日本再興戦略 （公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築）	閣議決定
2013.06.14	世界最先端 IT 国家創造宣言 （オープンデータ・ビッグデータの活用の推進）	閣議決定
2013.06.18	オープンデータ憲章	G8サミット（英国ロック・アーン）での合意
2013.06.25	電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
2013.06.25	二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）	各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
2013.10.29	日本のオープンデータ憲章アクションプラン	各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
2013.12.20	データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」公開	内閣官房

## 2.1 オープンデータに関する主な動向

### 2. 地方自治体の取り組み

- ▶ データポータル等によるオープンデータでのデータ公開を行っている例が多い。
- ▶ ホームページ全体をオープンデータ化したり（福井市）、県内市町村でデータ形式などを統一したりする取り組み（福井県）を行っている例もある。

自治体名	取組名称（URL）	概要
福井県 鯖江市	データシティ鯖江 <a href="http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=12765">http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=12765</a>	自治体のオープンデータ化では先駆的な取り組み。地元企業と連携して様々なアプリを開発。2013年度には、総務省のオープンデータ実証実験に協力して、オープンデータを拡充。
千葉県 流山市	流山市オープンデータトライアル <a href="http://www.city.nagareyama.chiba.jp/10763/">http://www.city.nagareyama.chiba.jp/10763/</a> 流山市議会オープンデータトライアル <a href="http://www.nagareyamagikai.jp/opendata/">http://www.nagareyamagikai.jp/opendata/</a>	ウェブサイトのリニューアルに併せて、市役所と市議会が同時にオープンデータ化に取り組み。議案に対する議員毎の採決結果なども公開。
横浜市	横浜オープンデータポータル <a href="http://data.yokohamaopendata.jp/">http://data.yokohamaopendata.jp/</a>	2012年度から、民間団体に対して、図書館情報等の提供を支援。2013年度には、オープンデータ推進プロジェクトを庁内に設置したほか、総務省のオープンデータ実証実験に協力して、横浜市自身のデータをオープンデータ化。
静岡県	ふじのくにオープンデータカタログ <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-330/opendata/">http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-330/opendata/</a>	都道府県で始めてデータポータルを開設。県内自治体も利用可能（裾野市が利用）。
静岡県 山梨県	富岳3776景 <a href="http://fugaku3776.okfn.jp/">http://fugaku3776.okfn.jp/</a>	富士山の写真を位置情報付きで誰でも投稿可能。投稿した写真はオープンデータ化される。災害（大雪）の際には災害情報共有ポータルとして活用された。
福井県	オープンデータライブラリ <a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/opendata/">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/opendata/</a> 県内公共データの形式統一 <a href="http://www.fukuishimbun.co.jp/localnews/politics/46384.html">http://www.fukuishimbun.co.jp/localnews/politics/46384.html</a>	オープンデータと、オープンデータを活用したアプリを公開。県内市町村のデータ形式の統一に向けた取り組みにも着手。
福井市	市のホームページ利用規約の改訂 <a href="http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kohou/hp/site-p.html">http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kohou/hp/site-p.html</a>	市のホームページ全体にCC-BY-SAライセンスを付与。
青森県	あおもり映像素材ライブラリー <a href="http://amcp-aomori.jp/">http://amcp-aomori.jp/</a>	県職員が撮影した県内の様々な映像素材をオープンデータ化
福島県 会津若松市	オープンデータライセンスによるデータ公開 <a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009122400048/">http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009122400048/</a>	オープンライセンス（CC-BY）に加え、オープンドキュメント形式（ODF）でも公開。

## 2.1 オープンデータに関する主な動向

### 3. 国際的な動向

- ▶ 欧州を中心に、2000年代後半からオープンデータに関する取組が進められている。
- ▶ アメリカ合衆国、欧州（イギリス、フランス、EU）等で、オープンデータの取り組みは進められている。
- ▶ 2013年のG8サミットでは「オープンデータ憲章」が合意され、2013年10月末までにオープンデータ憲章履行のための行動計画を作成し、2014年10月と2015年に履行状況の報告を行うことが定められた。

時期	実施事項	国名
2009年1月	「透明性とオープンガバメントに関する覚書」	アメリカ
2009年5月	データポータルサイトdata.gov開設	アメリカ
2009年9月	データポータルサイトdata.gov.uk開設	イギリス
2010年5月	「透明性アジェンダ」発表	イギリス
2010年11月	Etalabの設立に関する閣議決定	フランス
2011年12月	データポータルサイトdata.gouv.fr開設	フランス
2011年12月	欧州オープンデータ戦略	欧州委員会
2013年6月	オープンデータ憲章	G8

## 第3章 「オープンデータ化の手順」

### ■ オープンデータ化の一般的な手順について解説する。

#### 1. オープンデータ化推進組織の設立

オープンデータ化を推進するための横断的組織を設立する。これ以降の活動は、この推進組織が中心となって進める。

#### 2. 現状把握

データ形式

管理体制

権利・法律関連

#### 3. 計画立案

オープンデータ化の対象・手法を明確にし、マイルストーンと計画を立案する。

#### 4. 公開作業

計画に基づき、オープンデータ化の作業を行う。

#### 5. 公開・運用

オープンデータ管理のマイルストーンに基づき、ある程度の情報が登録された段階で公開し、システムの運用を開始する。

#### 6. 改善点の洗い出し

利用者や作業担当者からのフィードバックを元に、改善点を洗い出す。



# 第II部 利用ルール編

## 4.1 オープンデータにおける利用ルール的重要性

### 1. オープンデータにおける利用ルール的重要性

- ▶ 国、地方公共団体、独立行政法人等が保持する公共データにも著作権が発生する。著作権が発生した公共データを利用する場合は、作成した機関に許諾を得なくてはならない。
- ▶ 利用ルールで二次利用が可能であることが明示されると、自由に利用できる。
- ▶ 公共データを二次利用可能な形で公開することを実現する手段は以下の3つがあるが、それぞれメリットとデメリットがある。

①公共データには原則、著作権は発生しないものとする	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国等が保有する公共データには著作権が発生しないよう著作権法を改正すれば、利用者にとっては最も自由に利用できる。</li> <li>× 一方で、著作権法の改正には長期間の検討が必要。</li> </ul>
②公共データに著作権は発生するが、これを放棄する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の著作権法の枠組みの下、著作権を国等が自ら放棄することでも利用者は自由に利用できる。</li> <li>× 一方で、著作権も国・地方公共団体の財産権を構成するものであり、国有財産法、財政法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが適当かどうか検討が必要。</li> </ul>
③公共データを二次利用可能なルールで公開する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国等が著作権を有することを前提としつつ、二次利用を促進するために著作権の一部の不行使を宣言したライセンスを採用し、利用できる範囲を利用者にわかりやすく表示し、個別の交渉なしにオンラインで処理できるようにしていくのが、①と②と同等の効果が期待でき、早期の実現が可能。</li> </ul>

- ▶ 最も望ましいのは①だが著作権法の法改正が必要。次に望ましいのは②だが、著作権は、国や地方公共団体等の財産のひとつであり、国有財産法、財政法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが可能かどうか、十分に検討する必要がある
- ⇒ 本書では、短期的に対応可能な③の方法について具体的に解説する

## 4.2 国際的なオープンデータの利用ルールの動向

### 2. 諸外国ではオープンデータに関する取り組みが進められている。

- ▶ 利用ルールとしては、クリエイティブ・コモンズ（CC）の表示ライセンス（CC-BY）及び、その互換ライセンスを採用している国が多く、CC-BYは事実上の国際的な標準利用ルールとなっている。
- ▶ 米国は法律上パブリックドメイン、オランダは「著作権の不在宣言」（CC0）採用して、パブリックドメインとなっている。

採用した利用ルール		国名
既存利用ルール 採用	著作権不在の宣言（CC0）	オランダ
	表示ライセンス（CC-BY）	ドイツ、オーストラリア、 ニュージーランド 他
独自利用ルール 採用	表示ライセンス（CC-BY）互換	イギリス、フランス、イタ リア（バージョン2.0） 他
	表示-継承ライセンス（CC-BY-SA）互換	イタリア（バージョン1.0）

## 4.3 日本政府におけるオープンデータ利用ルールの動向

### 3. 日本政府は「政府標準利用規約（第1.0版）」（案）を作成




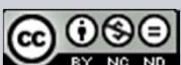


- ▶ 2012年7月4日「電子行政オープンデータ戦略」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）と、2013年6月25日「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を受けて、各府省のホームページの利用規約案の検討。
- ▶ オープンデータ流通推進コンソーシアム データガバナンス委員会では、内閣官房IT総合戦略室からの依頼を受け、「各府省ホームページの利用ルール見直しひな形（素案）」を作成し、電子行政オープンデータ実務者会議のルール・普及WG（2014年1月17日開催）に提言。
- ▶ 電子行政オープンデータ実務者会議では、この提言をもとに議論を行い、2014年4月1日に「政府標準利用規約（第1.0版）」（案）を了承。（決定は行われていない）
- ▶ 各府省から示された意見も踏まえ、国のできるだけ多くのコンテンツに適用できるものとして検討された結果、CC-BYとは別の利用ルールとなっている。
- ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）（案）は、2015年度に見直しの検討を行う。その際には、利用ルールの「政府標準利用規約（第1.0版）（案）」への変更後のコンテンツの利用状況等を踏まえ、禁止事項の必要性の見直しも含めて検討が行われる予定



## 5.1 CCライセンス

### 1. CCライセンス

- ▶ ①商業利用を許可するか（許可／不許可）、②改変を許可するか（許可／不許可／許可するが同一利用ルール利用）の2つの利用条件の組み合わせによる6種類がある。

イメージ	ライセンス名称	利用の条件		
		出典表示	商業利用	改変
	表示 2.1 日本 (CC-BY 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著 作者、URLを表示)	許可	改変を許可する(※)
	表示-非営利 2.1 日本 (CC-BY-NC 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著 作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商 業利用も許可しない)	改変を許可する(※)
	表示-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著 作者、URLを表示)	許可	許可しない
	表示-非営利-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-NC-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著 作者、URLを表示)	許可しない	許可しない
	表示-継承 2.1 日本 (CC-BY-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著 作者、URLを表示)	許可	改変を許可するが、改変されてできた二 次的著作物は、このライセンスと同一のラ イセンスを採用すること。(※)
	表示-非営利-継承 2.1 日 本 (CC-NC-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著 作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商 業利用も許可しない)	改変を許可するが、改変されてできた二 次的著作物は、このライセンスと同一のラ イセンスを採用すること。(※)

## 5.2 CC-BYライセンス


### ■ 概要

- ▶ CCライセンスの中で、最も利用の制約が少ない利用ルールで、出典を表示すれば自由に利用できる。
- ▶ 各国の法制度にあわせるために利用ルールの改訂が行われており、2014年3月時点で、国際的にはバージョン4.0が利用され始めている。日本でもバージョン4.0が利用される予定であるが、現在は翻訳が終わっていないため、バージョン2.1が利用されている。
- ▶ CC-BYは、政府の情報をオープン化する際の利用ルールとして、海外で多く利用されている。ドイツ、イタリア、オーストラリア、ニュージーランド等のデータポータルサイトや、米国の省庁のウェブサイト等で利用されているほか、イギリスとフランスでは、CC-BYと互換性のあるライセンスを政府のオープンデータの利用ルールとしている。

### ■ 特徴

- ▶ 出典を表示すれば、複製、翻案、頒布、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示、録音・録画、放送、有線放送、送信可能化、伝達等などの自由な利用を許諾する。（商業的な利用も可能）。
- ▶ 出典を表示する際には、原作品の全ての著作権表示をそのままにして、原著作者・実演家のクレジットを合理的に表示し、原作品のタイトルを表示し、指定されたURIがある場合はそれを記載しなくてはならない。また、二次的著作物をつくった場合、原著作者の利用を示すクレジットを表示する必要がある。
- ▶ 許諾者からの通知があった場合、実行可能な範囲で、許諾者又は原著作者への言及を除去しなくてはならない。
- ▶ 利用が許諾されている範囲を狭めるような形でコピーコントロールを行ってはならない。

表 CC-BYライセンスのアイコン、利用状況等

項目	内容
名称	表示 2.1 日本 (CC-BY 2.1 Japan) (通称、「CC-BY」)
アイコン	
オープンデータで利用している国	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツ</li> <li>• イタリア</li> <li>• オーストラリア</li> <li>• ニュージーランド</li> <li>• 米国</li> <li>• イギリス (互換ライセンス)</li> <li>• フランス (互換ライセンス)</li> </ul> 等

【出典】 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト  
( <http://creativecommons.jp/licenses/> )をもとに  
データガバナンス委員会事務局作成

## 5.3 CC0

### ■ 概要

- ▶ CC0は、著作権が生じている著作物やデータについて、自発的に権利を放棄して、パブリックドメインにしようという試みである。
- ▶ 他のCCライセンスが著作権を前提として「利用の許諾を行う」のに対して、こちらは①著作権を放棄し、②放棄できない権利は無条件かつ永続的な利用許諾を行い、そして③利用許諾も無効な場合には権利行使をしないということを「確約する」という構成になっている。
- ▶ この宣言がなされたデータは、多くの人々が様々な利用を始めることから、途中で撤回することができないことに注意する必要がある。
- ▶ 2014年3月時点では日本語版はパブリックコメント対応中であり、近日中に正式版が公開される予定である。

### ■ 特徴

- ▶ 当該作品・データに関する著作権、著作隣接権、肖像権等の権利を放棄することを表明し、無条件かつ自由な利用を許諾する。
- ▶ 同時に、当該作品・データに関するいかなる責任も負わず、いかなる表明・保証も行わないことを宣言している。

表 CC0ライセンスのアイコン、利用状況等

項目	内容
名称	CC0 1.0 Universal (通称「CC0」)
アイコン	
オープンデータで利用している機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 米国ハーバード大学図書館</li> <li>• ドイツ国立図書館</li> <li>• Nature Publishing Group 等</li> </ul>

【出典】クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト  
( <http://creativecommons.jp/licenses/> )をもとにデータガバナンス委員会事務局作成

## 5.4 政府標準利用規約（第1.0版）（案）

### ■ 概要

- ▶ 「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（2013年6月14日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、データガバナンス委員会での検討成果を踏まえ、電子行政オープンデータ実務者会議において、各府省のホームページに適用する新しいオープンデータ対応の利用ルールとして検討。
- ▶ 電子行政オープンデータ実務者会議において、有識者や各府省の意見を踏まえて、検討・作成が行われ、2014年4月1日に承認された。

### ■ 特徴

- ▶ 基本的には、出典を記載すれば、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由な利用を認める。
- ▶ 出典の記載方法については各府省が定める（出典の記載方法を例示）。
- ▶ 著作物性のないデータも適用対象としている。
- ▶ 「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」を禁止している。
- ▶ データの利用に制約を課す個別法令については、主なものをわかりやすい形で紹介。
- ▶ 第三者が著作権を有しているデータや、第三者が著作権以外の権利を有しているデータについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得る必要があることをわかりやすい形で説明。（出典の記載等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものについては、その例を記載。）
- ▶ 各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠をホームページ上で明確に説明した上で、特定のコンテンツに、個別法令に根拠のない利用制約を課す利用ルールを適用することができる。

表 政府標準利用規約(案)の概要

項目	内容
名称 (仮称)	政府標準利用規約(案)
アイコン	なし
オープンデータで利用している国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本(予定)</li> </ul>

【出典】 電子行政オープンデータ実務者会議資料をもとにデータガバナンス委員会事務局作成

## 6.1 情報利用者の視点からの比較

### ■ 情報利用者の視点からは、CC0、CC-BYが利用しやすい

- ▶ CC0は著作権を放棄するため、情報利用者は何の制約もなく二次利用が可能である。また、海外の政府機関等のデータとのマッシュアップも容易である。
- ▶ CC-BYは二次利用の際に出典を表示するという条件がついているため、情報利用者はその条件を守る必要がある。マッシュアップに関しては、諸外国でCC-BYを採用している例が多いことから、同じ条件で組み合わせて利用できる場合が多い。
- ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）（案）は、禁止事項の追加により二次利用の範囲が明確でなく、CC-BYとの互換性がないため諸外国とのマッシュアップの際には注意が必要。

	CC0	CC-BY	政府標準利用規約 (第1.0版)(案)
①情報利用者が自由に二次利用できるか	◎ 可能	○ 出典表示により可能	△ 出典表示に加え、禁止事項がある
②諸外国のデータ(CC-BYのものが多い)とのマッシュアップが容易か	◎ 容易	○ 数が多くなると出典表示が多くなる	△ CC-BYとの相違点を理解することが必要

## 6.2 情報提供者の視点からの比較

### ■ 情報提供者の観点では政府標準利用規約（第1.0版）（案）が親切である

- ▶ ①提供したデータについて保証する必要が無いこと（無保証）、②情報提供者の名前を騙って改ざんしたデータが公開されるのを防ぐこと、③情報提供者が一般的に望ましくないと考える利用の態様を示すことができること、の3点が重要である。
- ▶ ①についてはどのライセンスも対応している。
- ▶ ②については、どのライセンスも規定に記載があるが、実効性には課題がある。
- ▶ ③については、政府標準利用規約（第1.0版）（案）のみが対応している。

	CC0	CC-BY	政府標準利用規約(第1.0版)(案)
①提供したデータについて保証する必要が無い(無保証)	○ 無保証規定あり	○ 無保証規定あり	○ 無保証規定あり
②情報提供者の名前を騙って改ざんしたデータが公開されるのを防ぐこと	△ 規定はある 実効性に課題	△ 規定はある 実効性に課題	△ 規定はある 実効性に課題
③情報提供者が一般的に望ましくないと考える利用の態様を示すことができること	× 規定無し	× 規定無し	○ 規定あり (「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」を禁止) 実効性に課題

## 6.3 データの性質からの比較

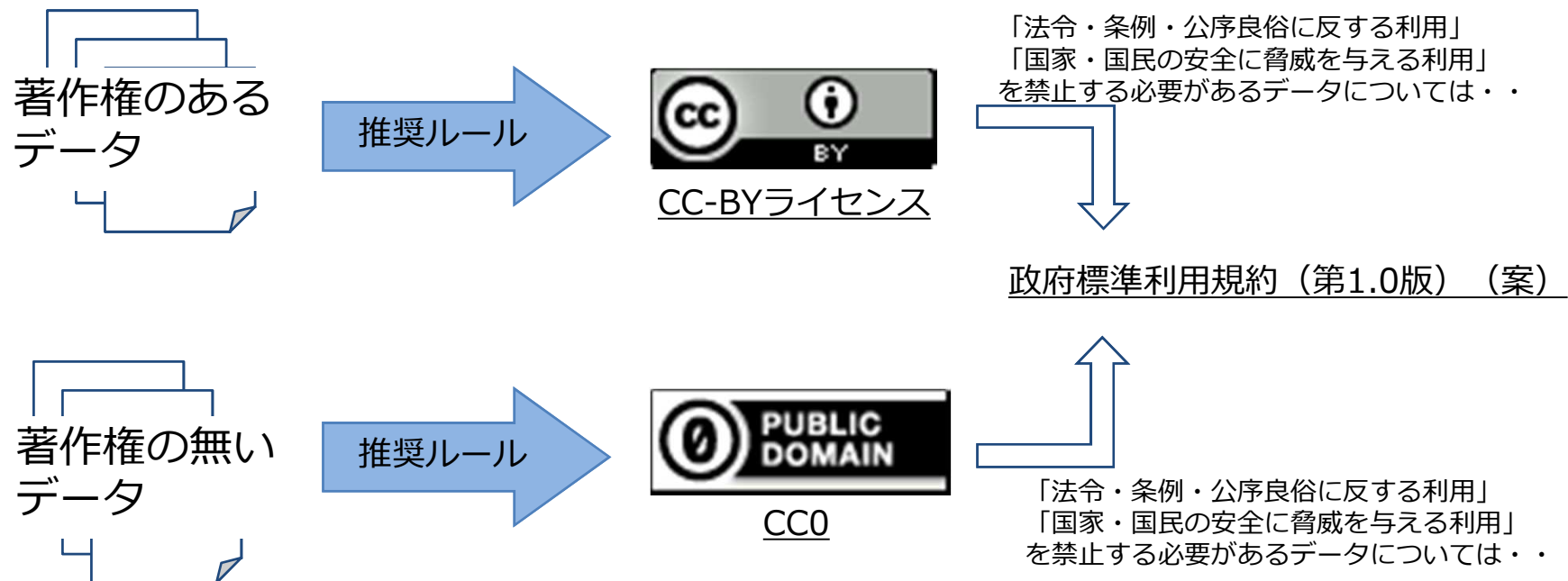
### ■ データの性質によって、適用可能な利用ルールは異なる

- ▶ ①著作権が発生しないデータについては、CC0が望ましい。
- ▶ ②第三者の権利が含まれているデータについては、第三者から二次利用等について許諾を得る必要がある。許諾を得られない場合は、第三者権利についての注意喚起を記載することで対応可能であり、政府標準利用規約（第1.0版）（案）はその対処が予めなされている。
- ▶ ③利用に法令上の制約があるデータについては、法令上の制約について注意喚起をすることが望ましい。政府標準利用規約（第1.0版）（案）ではその対処が予めなされている。

	CC0	CC-BY	政府標準利用規約 (第1.0版)(案)
①著作権が発生しないデータ	◎ 推奨	○ 出典を求めたい場合	○ 出典を求めたい場合
②第三者の権利が含まれているデータ	△ 第三者から許諾を得る必要	○ 第三者から許諾を得る必要 第三者権利についての注意喚起を記載することで対応可能	◎ 第三者権利についての注意喚起あり
③利用に法令上の制約があるデータ	○ 法令上の制約についての注意喚起が必要	○ 法令上の制約についての注意喚起が必要	◎ 法令上の制約についての注意喚起あり

## 6.4 オープンデータ化の際に望ましい利用ルール

- オープンデータ化の際には、情報利用者の視点で望ましい利用ルールを付することが重要である。
- 著作物を含むデータについてはCC-BYライセンス、著作権のないデータについてはCC0を適用することが望ましい。
  - ▶ ただし、「法令・条例・公序良俗に反する利用」、「国家・国民の安全に脅威を与える利用」を禁止する必要があるデータについては、政府標準利用規約（第1.0版）（案）を利用することが望ましい。
  - ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）（案）は、第三者の権利が含まれているデータや、利用に法令上の制約があるデータに関する注意喚起が予め盛り込まれているが、それを理由にCC-BYをとりやめて、政府標準利用規約（第1.0版）（案）を採用することは情報利用者による利用範囲を狭めてしまうことになるため望ましくない。





## 7.1 オープンデータ化の主な対象

- 国や地方公共団体等がオープンデータにする対象としては、以下の3つのケースが考えられる。
  - ▶ それぞれのケースについて、特徴を整理すると以下ようになる。

対象	概要と含まれるデータ	例
①ホームページ全体	国、地方公共団体、独立行政法人、公益企業等が開設・運用するホームページ全体。 第三者が権利を保有するデータや、利用に法令上制約がかかるデータ等、様々なデータを含む場合が多く、オープンデータにできないデータも混在する。	各府省ホームページ等
②データカタログサイト	オープンデータとして公開するデータのみを集約したウェブサイト。オープンデータ以外のデータは基本的に含まれない。 データの中に第三者に権利があるデータや、利用に法令上制約がかかるデータが含まれていることもある。	データカタログサイト試行版
③個別データ	ホームページ等に掲載されているひとまとまりのデータ。 データの中に第三者に権利があるデータや、利用に法令上制約がかかるデータが含まれていることもある。	総務省「情報通信白書」等

## 7.2 利用ルールの適用

■ 国や地方公共団体等がオープンデータにする対象としては、以下の3つのケースが考えられる。

▶ それぞれのケースについて、どの利用ルールが望ましいか整理する。

対象	CC0	CC-BY	政府標準利用規約(第1.0版)(案)
①ホームページ全体	－ 統計データポータル等を除き、著作物等を含むため適用は難しい。	◎ 国際的に普及しているCC-BYを利用することが望ましい。第三者が権利を保有している箇所(CC-BYの対象外)や法令上利用制約がある場合はその旨をわかりやすく記載し、注意喚起を行う必要がある。	○ 利用ルールの中に「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」の禁止を盛り込みたい場合は適用。ただし、CC-BYとの互換性はなくなる。
②データカタログサイト	△ 統計データポータルなど、著作権が発生しないデータのみで構成する場合は適用可能。	◎ 国際的に普及しているCC-BYを利用することが望ましい。第三者が権利を保有している箇所(CC-BYの対象外)や法令上利用制約がある場合はその旨をわかりやすく記載し、注意喚起を行う必要がある。	△ 利用ルールの中に「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」の禁止を盛り込みたい場合は適用。ただし、CC-BYとの互換性はなくなる。データカタログサイトは、諸外国とのマッシュアップを想定し、CC-BYで提供するほうが望ましい。
③個別データ	○ 統計データなど、著作権が発生しないデータには適用可能。	○ 著作物を含む場合は、国際的に普及しているCC-BYを利用することが望ましい。第三者が権利を保有している箇所(CC-BYの対象外)や法令上利用制約がある場合はその旨をわかりやすく記載し、注意喚起を行う必要がある。	× ホームページ全体への適用を想定して作成された利用ルールであり、個別データへの適用には適していない。

## 第8章 利用ルールに関する今後の検討について

- 公共データをオープンデータとして公開する場合、情報利用者視点に立ち、基本的には、国際的にオープンデータの利用ルールとして広く使用されているCC-BY又はCC0を適用することが望ましい。
- 情報提供者に配慮し、公序良俗に反する利用等の禁止事項を盛り込むことが、例えば、できることから速やかに着手するというスモール・スタートの原則にかなう場合、できるだけ多くのデータをオープンデータ化の対象としたいといった場合には、次善策として、政府標準利用規約（第1.0版）（案）を適用することが考えられる。
  - ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）（案）は、利用ルールの政府標準利用規約（第1.0版）（案）への変更後のコンテンツの利用状況等を踏まえ、見直しの検討が行われる予定となっている。国以外において、政府標準利用規約（第1.0版）（案）を適用する際には、今後見直しが行われる可能性があることを理解した上で、適用することが望ましい。

